

地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員証規程

制定 平成23年7月1日 規程第521号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）の地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員証（以下「職員証」という。）について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における「職員」とは、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則第2条に規定する職員並びに同第3条第2項各号に掲げる特定有期雇用職員、短時間勤務職員、再雇用職員をいう。

(職員証の交付)

第3条 職員に対しては、その者が職員であることを示す職員証を交付する。

(職員証の様式)

第4条 職員証の様式は、様式のとおりとする。

(職員証の有効期間)

第5条 職員証の有効期間は、交付の日の属する年度の7月1日から起算して10年を経過する日までの間とする。

2 前項の規定による有効期間が満了したときには、新たな職員証を交付する。

(職員証の取扱い)

第6条 職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、勤務中は常に職員証を携帯し、職務の遂行にあたり職員であることを示す必要があるときには、これを提示しなければならない。

2 職員は、職員証を改ざんし、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(職員証の再交付)

第7条 職員は、職員証を紛失し、毀損し、若しくは汚損し、又は職員証の記載事項に変更があったときは、直ちに職員証の再交付を総務部長に申請しなければならない。

(職員証の返納)

第8条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに職員証を総務部長に返納しなければならない。

(1) 離職したとき

(2) 死亡したとき

(3) 第5条第2項の規定により新たな職員証の交付を受けたとき

(4) 職員証を毀損し、若しくは汚損し、又は職員証の記載事項に変更があった場合において、前条の規定により職員証の再交付を受けたとき


(5) 職員証を紛失した場合において、前条の規定により職員証の再交付を受けた後、当該紛失した職員証を発見したとき

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

様式（第4条関係）

OMTRI	職員証	No.
	氏名	
	有効期限 年月日	
	上記の者は、当法人の職員 であることを証明する。	
	交付日 年月日	
	地方独立行政法人大阪市工業研究所理事長	印

備考 寸法は、縦5.5センチメートル、横8.6センチメートルとする。